

宇部市立小中学校 校則見直しに関するガイドライン

令和5年7月

宇部市教育委員会

1 校則見直しの目的とガイドライン策定の趣旨

第2期宇部市教育振興基本計画の基本理念 「自立」と「共存同栄」宇部を愛し、未来を拓くひとづくり

「自立」の^{こころ}心…『自らが主体的に社会に関わり合い、新たな価値を創造し将来を作り出していくために、向上心をもって学び、自らを磨き上げていく』

「共存同栄」の^{こころ}精神…『多様な一人ひとりが互いの人格を尊重し支え合い、社会の中で自らの役割と責任を果たし、活躍するために、学び合いながら、互いに高め合っていく』

- 本市の教育振興基本計画の基本理念には、2つの「こころ」が込められています。校則の見直しは、本市が目指す、この「こころ」の実現に向けて、子どもたちが成長するための取組の一つとして進めます。
- 特に本市での校則見直しは、今ある校則を少し見直せばよいという考え方ではなく、児童生徒が主体的に2つの「こころ」を育むためにも、ゼロベースからの校則見直しを重視しています。
- 校則を見直す過程で、児童生徒は子ども同士や様々な立場の人たちとの対話を通して、安心・安全かつ充実した学校生活の構築に向けて、主体的に関わり合うことや互いを認め尊重しながら高め合うことなどを学びます。
- この経験が、運動会や文化祭などの学校行事や総合的な学習等の取組みに活かされ、充実した楽しい学校生活を送るために自ら行動できるようになることを目指しています。
- 将来的に「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していく」という主権者教育にもつながると考えています。
- 校則を必要かつ合理的な範囲内において制定し、学校や地域の実状に合わせて見直しができるよう「宇部市立小中学校校則見直しに関するガイドライン」を策定します。

本ガイドラインにおける「校則」の定義について

学校が教育目標を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められているものです。

具体的には、「〇〇学校のきまり」、「生活のやくそく」、「校則」、「〇〇学校生徒心得」、「〇〇学級（クラス）のきまり」などを含むものとします。

（出典：生徒指導提要）

2 校則見直しの背景

(1) 国の第4期教育振興基本計画について(令和5～9年度)

第4期教育振興基本計画では、「日本社会に根差したウェルビーイング(※)の向上」が総括的な基本方針として掲げられます。

子どもたち一人ひとりが幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともにつくっていくことで、学校に携わる人々のウェルビーイングが高まり、その広がり一人ひとりの子どもや地域を支え、更には世代を超えて循環していくというあり方が求められています。

※ウェルビーイング(Well-being): 身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む。

(2) こども基本法について

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保・意見の尊重等が法律上位置付けられました。

子どもたちの健全な成長や自立を促すためには、子どもたちがその年齢及び発達の程度に応じて意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考えたりする機会をもつことが重要です。

(3) 生徒指導提要の改訂について

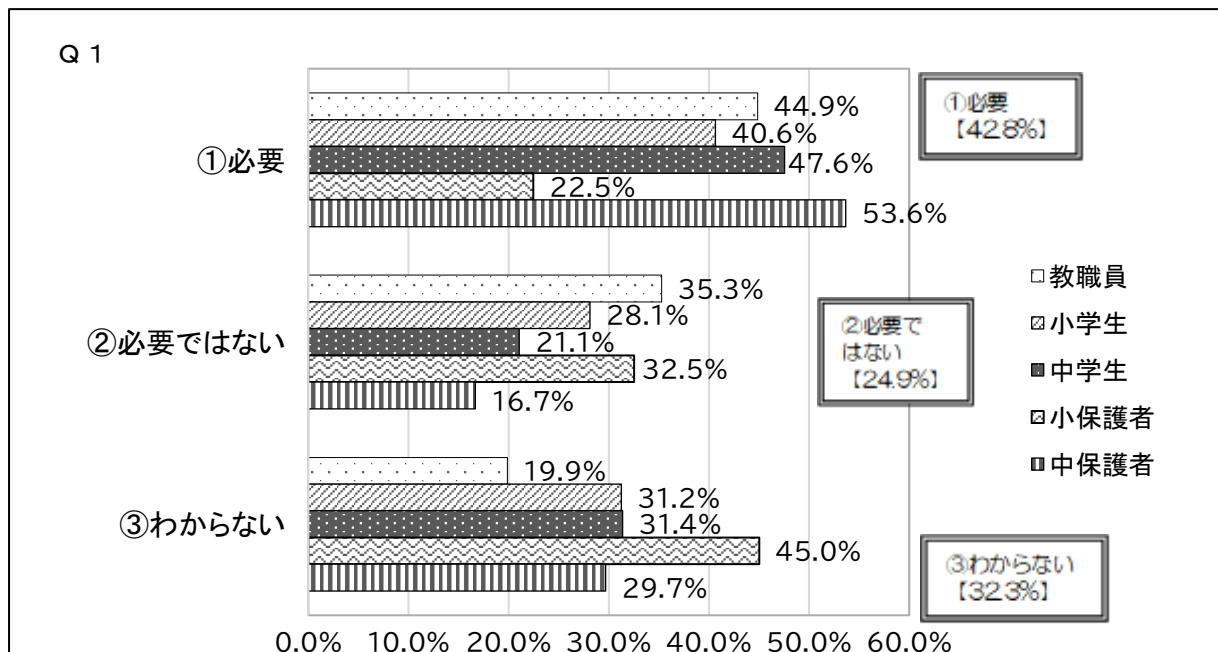
令和4年12月に改訂された生徒指導提要では、様々な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性などを実感することが大切とされています。

校則の見直しに児童生徒が主体的に参画することは、児童生徒自身が校則の根拠を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものと考えます。

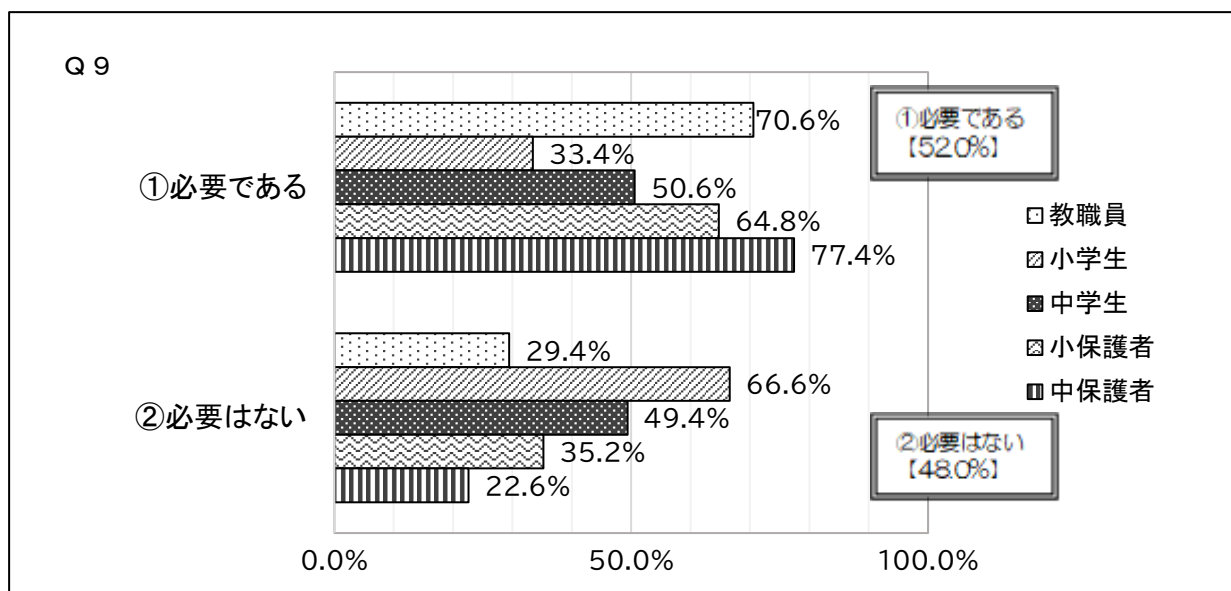
(4) アンケート結果について

令和5年4月下旬から5月中旬に教職員、児童生徒(小学校5、6年、中学校1～3年生)、保護者を対象に校則見直しに関するアンケートを無記名で実施し、8,706名から回答がありました。

Q1「あなたは、自分の学校(保護者の場合、お子様が通う学校)の校則(生活のきまりややくそく)の見直しが必要だと思いますか。」では、全体の42.8%が『必要』と回答しました。



Q9「校則(生活のきまりや生活のやくそく)を子どもたちがついたり考えたりする場が必要であると考えますか。」に対しては、全体の52.0%が『必要である』と回答しました。



特に保護者における数値が高く、全体的に校則の見直しの必要性を感じているとともに、校則の見直しを教職員主導ではなく、子どもたちがついたり考えたりするなど主体となって取り組むことが必要と感じていることが伺えます。

3 校則見直しの観点

文部科学省は、生徒指導の3つの機能(「まほう」)について「自己決定の場を与える(「ま」かせる)」「自己存在感を与える(「ほ」める)」「共感的な人間関係を育成する(「う」けとめる)」としています。

見直しにあたっては、校則や生徒指導のあり方に沿っているかを基準に、アンケート結果も踏まえながら、以下の3つの観点から見直しの枠組みを作ります。

- (1) 児童生徒が、自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築
- (2) 必要かつ合理的な範囲内で制定すること
- (3) 校則の公表

(1) 児童生徒が、自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築

◆仕組みづくりのポイント

- ・児童生徒、教職員、保護者、学校運営協議会が見直しに関わる仕組みをつくります。
- ・児童生徒や保護者の心理的安全性(※)を確保した上で、無記名でのアンケート等を実施するなど、一人ひとりの考えを出しやすくするとともに、少数意見も大切にできる仕組みをつくります。
- ・児童生徒がゼロベースで校則の素案をつくるなど、子どもの視点で校則の見直しを進めます。
- ・校則見直しについて生徒総会等で協議し、話し合いを通じて少数派の意見も尊重するなど、民主的に決定する仕組みをつくります。
- ・話し合いの場を十分に確保し、少なくとも年1回は、校則について協議する仕組みをつくります。
- ・教職員は、児童生徒、保護者が安心して校則の見直しについて意見を述べられるよう、平素から信頼関係の構築を大切に学級・学年・学校運営を行ってください。

※心理的安全性:学級やグループの中で、自分の考えや気持ちを誰に対しても安心して発言できる状態

(2) 必要かつ合理的な範囲内で制定すること

校則の内容は、抽象的な概念ではなく、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、児童・生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえた内容でなければなりません。以下に示すような内容については各校において必ず改定を図ってください。

① 生まれ持った性質に対して許可が必要な規定

(例)地毛の色を染めていないことについての文書提出を求めること

② 男女の区別により、性の多様性を尊重できていない規定

(例)制服や体操服、上靴等に男女の区別を設け、選択の余地がないもの

(例)性別ごとに違った髪型の規定をしているもの

③ 健康上の問題を生じさせる恐れのある規定

(例)冬場の上着着用禁止など、体調維持に問題が生じるもの

④ 合理的な理由を説明できない規定

(例)靴や靴下、肌着等の色を統一するなど、過剰に限定するもの

・校長は、協議の結果を尊重することを基本としますが、協議の結果と異なる決定となる場合は、児童生徒、保護者、学校運営協議会にその理由を説明します。

・見直した校則については、名称を「〇〇学校の校則」とはせず、「〇〇学校生徒心得、やくそく」など、児童生徒が校則を自分事としてとらえ、学校生活を安心・安全に、そして楽しく送りたいと思えるような名称を検討してください。

※学校が作成した見直し案については、必要に応じて学校支援チーム(弁護士、臨床心理士など)等に人権等の視点から助言を得ることを予定しています。

(3) 校則の公表

・学校は、校則の見直し後、その内容や必要性について児童生徒の他、保護者や地域と共通理解を図るため、学校ホームページ等で校則を公表します。

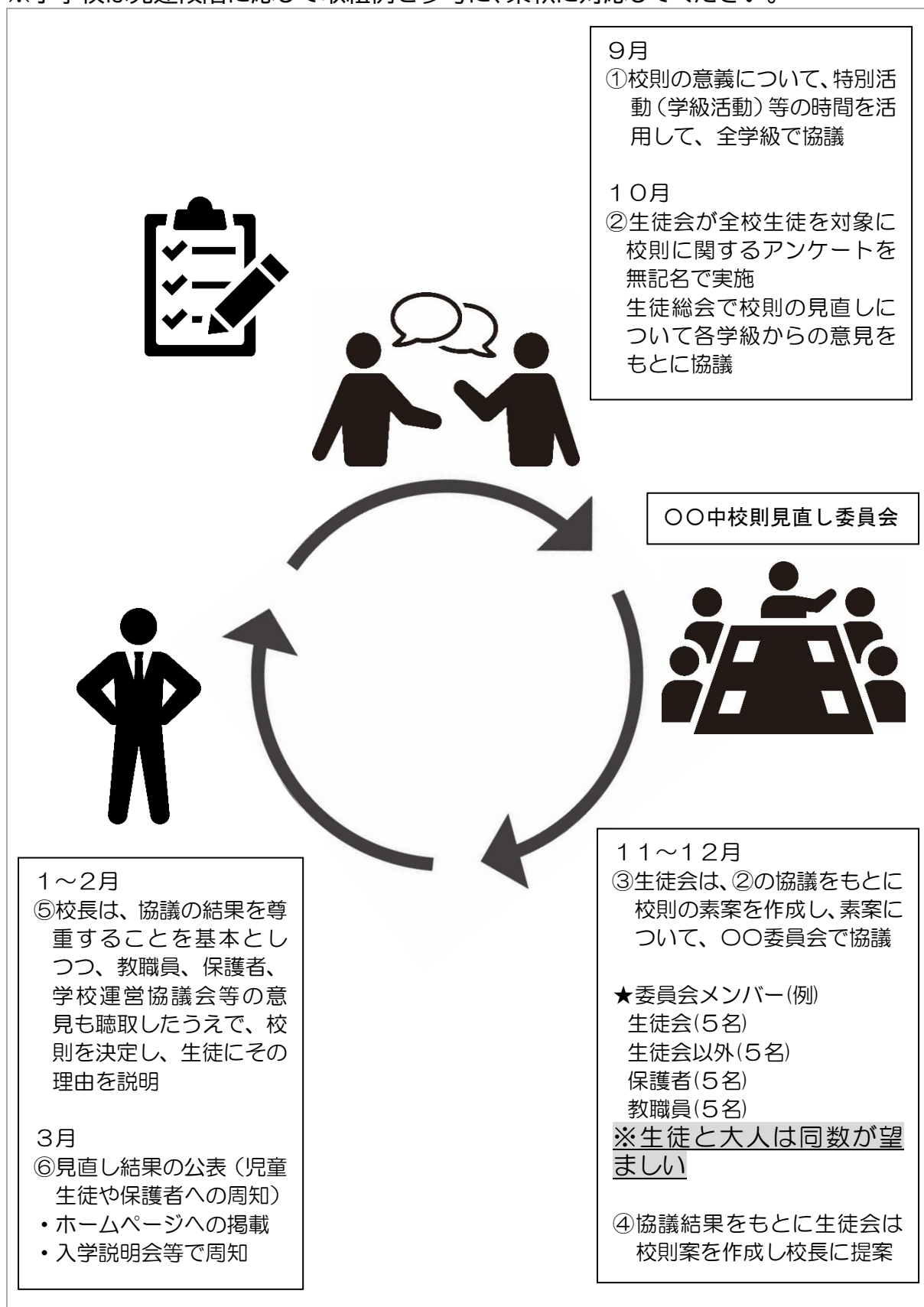
・入学前の説明会等において、校則の内容や見直しの方法等について説明します。

・見直し後に修正が生じた場合は、適宜、ホームページを更新します。

ゼロベースから見直す取組の中学校例(推奨)

※校則見直し委員会等の開催時期は、あくまでも目安です。学校の実情に合わせたスケジュールリングをお願いします。

※小学校は発達段階に応じて取組例を参考に、柔軟に対応してください。



4 生徒指導のあり方について

児童生徒が自分のよさや可能性を信じ、他者と関わりながらよりよい姿に変容していくためには、校則見直しを進めるだけでなく、児童生徒に対する教職員からの働きかけがとても重要になります。

日常の教育活動の中心となる授業や児童生徒が生活する上での指導等において、生徒指導の3つの機能(「まほう」)「自己決定の場を与える(「ま」かせる)」「自己存在感を与える(「ほ」める)」「共感的な人間関係を育成する(「う」けとめる)」を生かすことが求められています。

校則の見直しにあたっては、現在の各校の生徒指導について、教職員は「生徒指導の3つの機能を生かした指導ができているか」、「児童生徒の自己指導能力を伸ばすことができているか」を教職員全体で評価し、今後の生徒指導の取組につなげてください。

	生徒指導の3つの機能	今回の見直しの具体的な意識や行動
(「ま」かせる) 自己決定の場を与える	○自己決定とは、自分で決めて実行するという事です。 ○常に「相手」と「自分」の両者を中心にすえて行動するという事で、身勝手な「自己決定」ではなく、他の人々を大切にすることを根拠にして自分の行動を考えなければなりません。	(教職員) ・校則の見直しに当たって、学級(または学校)内のすべての児童生徒が参加できる機会を設け、児童生徒が多様な意見を発言できるようにサポートしている。
		(児童生徒) ・校則の見直しについて話し合う時、自分や他の人のことを考えながら、みんなで話し合っている。
(「ほ」める) 自己存在感を与える	○自己存在感とは、自分は価値ある存在であるということを実感することです。 ○教職員は、子ども一人ひとりの存在を大切に思って指導することが重要であり、子どもの独自性や個性を大切にした指導が必要となります。	(教職員) ・校則に基づく指導の場面で、児童生徒の思い(理由)も真剣に聴き、受け止めている。
		(児童生徒) ・自分がルールを守れなかった時に、先生や保護者が理由を聞いてくれたり、親身になって相談にのってくれたり、アドバイスをしてくれたりする。
(「う」けとめる) 共感的な人間関係を育成する	○共感的な人間関係とは、相互に人間として無条件に尊重し合う態度で、ありのままに自分を語り、理解し合う人間関係をいいます。 ○共感的な人間関係は、教職員と子どもとの関係だけでなく子ども同士の間でも大切になります。	(教職員) ・校則の見直しについて話し合う際、児童生徒一人ひとりの意見を尊重し合う雰囲気づくりに努める。
		(児童生徒) ・自分の意見と異なる意見にも耳を傾け、他の人の意見に共感している。

5 問い合わせ先・相談先

◆校則についての問い合わせ先・相談先

宇部市教育委員会事務局 教育支援課 電話:0836-34-8630
FAX:0836-22-6066

6 参考・引用

- ・「校則の見直し等に関する取組事例について」
(文部科学省初等中等教育局児童生徒課 令和3年6月8日付事務連絡)
- ・「生徒指導提要」
(文部科学省 令和4年12月改訂版)
- ・「校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン」
(熊本市教育委員会 令和3年3月)
- ・「校則の見直しについてのガイドライン」
(墨田区教育委員会 令和3年9月)
- ・「校則の見直しへ向けたガイドライン」
(掛川市教育委員会 令和4年11月)
- ・「校則(学校生活のルールや決まり)の見直しに関するガイドライン」
(尼崎市教育委員会 令和4年12月)